

令和元年9月

所有者不明土地の利活用のための地域福利増進事業
に係る鑑定評価等に関する実務指針



○ 実務指針

「実務指針」とは、指針の制定改廃に関する規程第3条第2号の規定に基づき、不動産鑑定士が不動産鑑定評価等業務に係る実務を行うにあたり指針とすべきものとして、かつ当該業務の適正さを確認するための指針として公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下、「本会」という。）が公表するもので、不動産鑑定士が当該業務を行う際には準拠するものとし、準拠できない場合又は他の方法に拠る場合は、その合理的な根拠を明示しなければならないものをいう。

○ 業務指針

「業務指針」とは、上記規程第3条第3号の規定に基づき、不動産鑑定業者が不動産鑑定業を営むにあたり指針とすべきものとして、かつ不動産鑑定評価等業務に係る実務の適正さを確認するための指針として本会が公表するもので、不動産鑑定業者が、不動産鑑定業を営む際には、原則として準拠しなければならないものをいう。

○ 研究報告

「研究報告」とは、上記規程第3条第4号の規定に基づき、本会が調査研究して作成した成果物のことをいい、不動産鑑定士にあっては不動産鑑定評価等業務を行ふに際して、不動産鑑定業者にあっては不動産鑑定業を営むに際して、それぞれ参考になるものとして本会が公表するものをいう。

本書は、上記の内、「実務指針」に該当します。

目 次

I	はじめに	1
1.	目的と背景	1
2.	適用範囲	2
3.	地域福利増進事業の概要	2
4.	地域福利増進事業の流れ	3
5.	補償金算定の考え方	5
6.	想定される依頼者	7
7.	公表・開示・提出	7
8.	補償金算定への不動産鑑定士の関与	8
9.	土地価格を求める鑑定評価等の基本的な考え方	9
II	鑑定評価等に係る留意点	10
1.	通常の公共用地の取得に伴う補償との主な相違点	10
2.	鑑定評価等の基本的事項	10
3.	対象不動産の確認	12
4.	評価	13
参考 1	賃貸事例収集業務について	15
参考 2	補償金算定支援業務について	15

I はじめに

1. 目的と背景

所有者不明土地の利活用のための地域福利増進事業に係る鑑定評価等に関する実務指針（以下、「本実務指針」という。）は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下、「所有者不明土地法」という。）に定める地域福利増進事業において使用権が設定される土地の使用に係る補償金算定に関する鑑定評価等を実施するうえで、不動産鑑定士及び不動産鑑定業者が留意すべき事項を示すことによって、地域福利増進事業の適切な実施に寄与するとともに、不動産鑑定士が行う鑑定評価等の信頼性の向上に資することを目的とする。

我が国では、登記簿などの公簿情報を参照しても所有者が直ちに判明しない、又は判明しても所有者に連絡がつかない土地、いわゆる「所有者不明土地」が、人口減少・高齢化的進展に伴う土地利用ニーズの低下や、地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等を背景に全国的に増加し、社会問題化している。所有者不明土地の利用は、土地の所有者の探索に多大な時間・費用を要するうえ、探索の結果所有者が判明しなかった際の利用手続に時間がかかる場合や、そもそも利用するための制度の対象とならない場合が存在するといった課題があり、適正な土地利用の阻害要素となってきた。

このような課題に対し、国土交通省は平成29年9月より国土審議会土地政策分科会特別部会において、所有者不明土地問題に関する制度の方向性等に関する事項及び人口減少社会における土地制度のあり方について調査検討を行い、同年12月に中間とりまとめを公表した。これを受け、平成30年の通常国会へ所有者不明土地法案が提出され、同法案は同年6月6日に成立した。所有者不明土地法は、平成30年11月15日に一部施行され、令和元年6月1日には、地域福利増進事業に関する部分を含め、全面施行された。

所有者不明土地法において創設された地域福利増進事業とは、所有者がわからない土地のうち一定の要件を満たすもの（特定所有者不明土地）を、公園の整備や地域において不足している購買施設の整備等、地域のための事業に利用することを可能とするもので、都道府県知事の裁定により、所有者不明土地に使用権を設定して当該土地を使用することができるようとする制度である。当該事業は対象事業の内容が要件に合致していれば、公共団体等だけでなく、民間企業、NPO、自治会、町内会等誰でも都道府県知事に裁定を申請し、使用権を取得して事業を行うことができる特徴となっている。

都道府県知事への裁定の申請に当たり、事業者は所有者に支払う（供託による）土地の使用に係る補償金を見積る必要があるが、国土交通省が定める地域福利増進事業ガイドラインでは、補償金の算定の基礎となる土地価格は、不動産鑑定業者の鑑定評価等によることが基本とされている。また、同ガイドラインでは、近傍類地の賃借の事例の収集、土地価格に一定の率（粗利ベースの期待利回り）を乗じる借賃相当額の算定、補償金額そのものの算定についても、不動産鑑定士を活用することが想定されている。

2. 適用範囲

本実務指針は、所有者不明土地法第 16 条第 3 項に基づき補償金の算定を行うに当たり、土地使用権を取得して所有者不明土地を使用する場合の対価の額に相当する補償金を算定する際に、その算定の基礎となる土地価格について不動産鑑定士が鑑定評価等（鑑定評価及び価格等調査業務）を行う場合に適用する。

上記以外の目的で所有者不明土地に関連する評価を行う場合（用地買収、資産評価等）には本実務指針は適用しない。また、本実務指針に記載のない事項については、「不動産鑑定評価基準に関する実務指針」、「『価格等調査ガイドライン』の取扱いに関する実務指針」等に従って適切に対応する。

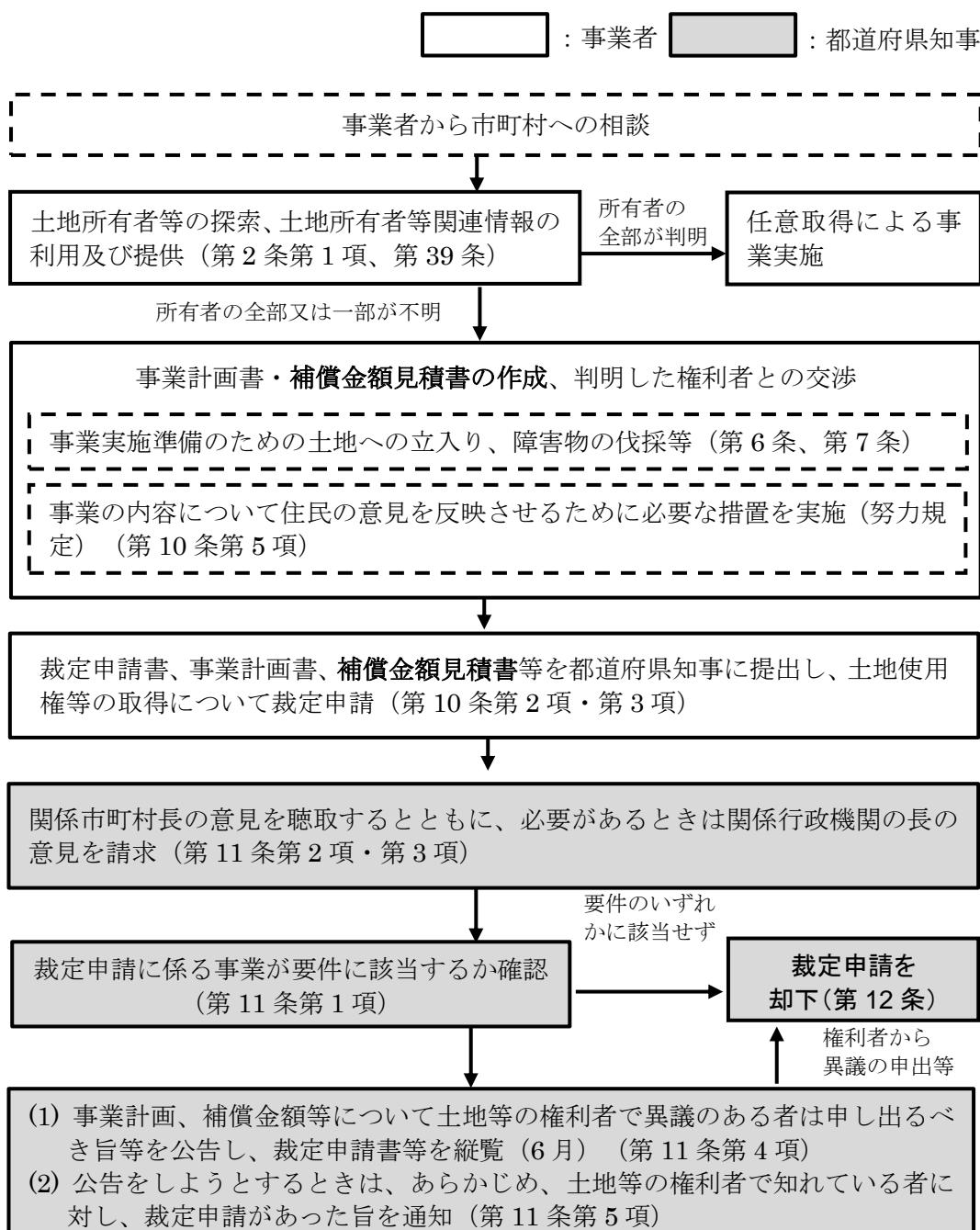
なお、本実務指針では、不動産鑑定士が地域福利増進事業に関連する業務を行う場合の参考として、近傍類地の賃借り事例を収集する業務並びに、土地使用権の取得の対価である補償金を算定する業務を行う場合の留意事項を示す。

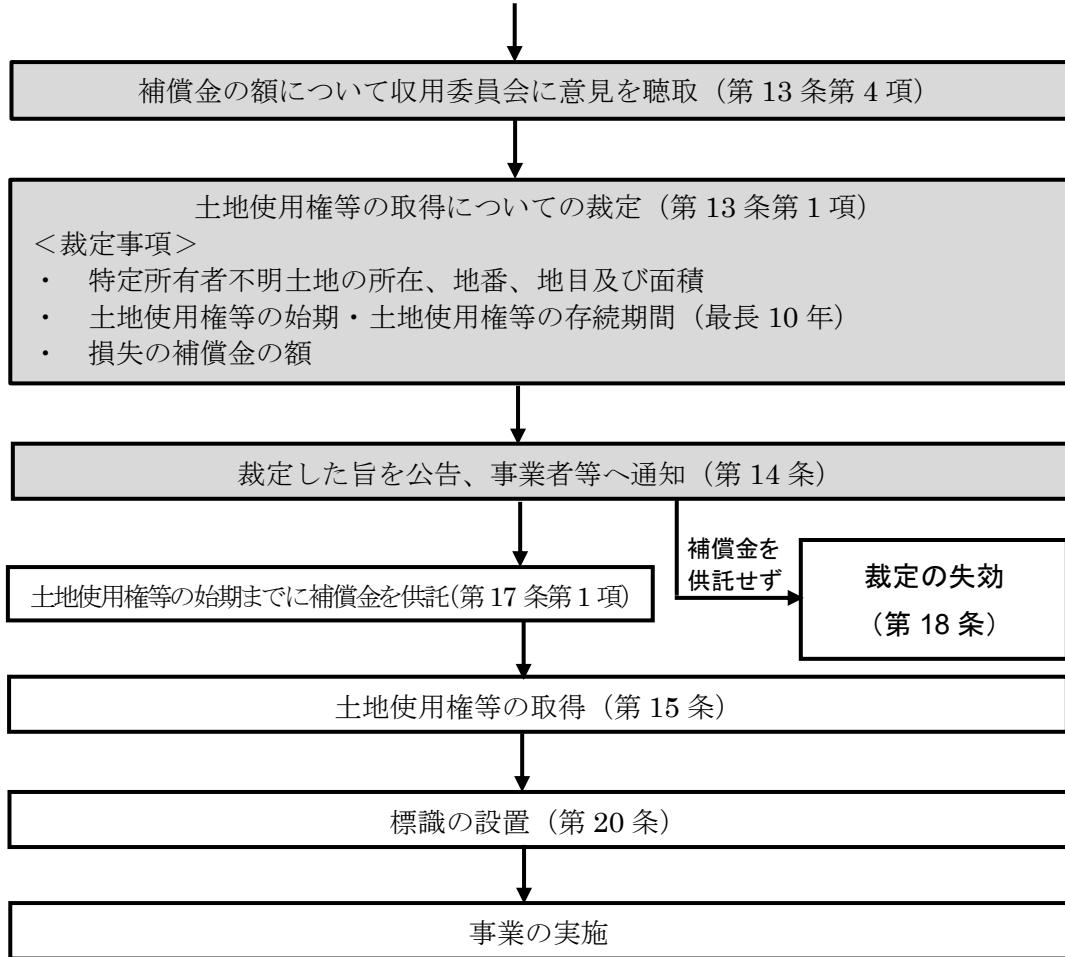
3. 地域福利増進事業の概要

- 地域福利増進事業とは、所有者がわからない土地（＝所有者不明土地）を、公園の整備といった地域のための事業に利用することを可能とする制度。都道府県知事の裁定により、所有者不明土地に 10 年間を上限とする使用権を設定することによって、所有者不明土地を使用することができる。
- 地方公共団体だけでなく、民間企業、NPO、自治会、町内会等、誰でも都道府県知事に裁定を申請し、所有者不明土地について使用権を取得して事業を行うことができる。その地域外の者でも実施することができる。
- 使用権の対象となる土地は、所有者不明土地であって、現に建築物が存在せず（小規模な物置等は存在しても可）、使われていない土地（＝特定所有者不明土地）に限られるが、事業で利用する土地は、特定所有者不明土地のみである必要はなく、所有者が判明している土地も含めて事業を行うことができる。
- 事業の実施に当たっては、まず、土地の所有者を探索することとなるが、地域福利増進事業の実施の準備のためであれば、本法で新しく認められた効果的な探索手法をとることができる。所有者が全員判明すれば、通常どおり、裁定を申請することなく、所有者から土地を買ったり借りたりすることで、事業を実施することができる。
- 必要な探索を行っても所有者がわからない場合は、事業計画の作成や所有者に支払う補償金（土地の使用の対価）の見積りなどを行ったうえで、都道府県知事に裁定を申請する。
- 申請に必要な書類の作成等に当たっては、司法書士、行政書士、不動産鑑定士、弁護士、土地家屋調査士、補償コンサルタント等の専門家の協力を得ながら進めることができると有効とされている。

- 裁判を受けることができれば、補償金を供託することで所有者不明土地の使用権を取得することができる。事業終了後は、不明所有者のために、原則として所有者不明土地を原状回復して返還する必要がある。
- 使用に当たって必要となる費用としては、所有者探索の費用、専門家に業務を委託する費用、裁判申請の手数料、供託する補償金、原状回復の費用等が想定される。
- 使用権の存続期間の満了後も事業を継続したい場合には、存続期間の延長を申請することもできる。

4. 地域福利増進事業の流れ





5. 補償金算定の考え方

地域福利増進事業ガイドラインでは、所有者不明土地の使用に係る補償金算定について下記のとおり規定している。¹

土地使用権の取得の対価の額に相当する補償金の額は、次式により算定することを基本とします。

$$\text{補償金の額} = \text{1年間当たりの借賃等相当額(①)} \times \text{年金現価率(②)}$$

① 1年間当たりの借賃等相当額について

- 1年当たりの借賃等相当額は、近傍類地に賃借の事例があるときは、次に掲げる率を土地の価格に乗じて得た額を参考としつつ、当該事例に基づいて定め、近傍類地に賃借の事例がないときは、当該額とすることを基本とします。
 - 宅地、宅地見込地及び農地 4パーセント
 - 林地及びその他の土地 3パーセント
- 借賃等相当額の算定の基礎となる特定所有者不明土地の価格については、特定所有者不明土地は、所有者が登記手続を適時に行っておらず、相当な努力を払ったと認められる方法により探索を行っても所有者を確知できないことに起因し、その使用の方法は地域福利増進事業に限られることから、正常な価格から、最有効使用に対する利用価値の減分を考慮して求めることを基本とします。
- 鑑定評価を行う際、当該特定所有者不明土地の価格が低い場合等、評価手法の違いが価格の算定結果に大きな影響を与えないと判断される場合における当該特定所有者不明土地の価格は、取引事例比較法のみを適用して求めた価格から最有効使用に対する利用価値の減分を考慮して求めることができます。
- また、地域福利増進事業の実施によって、土地所有者は本来行うべき土地の維持管理費用(廃棄物処分費、清掃費、除草費等)を免れることになるため、1年間当たりの借賃等相当額からこれらの維持管理費用相当額(事業開始前の土地の現況に基づき初期費用として必要となるもの²については、年賦償還率によって算定した年額費用)を控除する等の考慮をし、補償金額を求めることがあります。

② 年金現価率について

- 年金現価率とは、元本を一定利率で複利運用しながら毎年一定額を取り崩す場合に、必要となる元本を求めるために当該一定額に乘じる率のことであり、次式により求められます。

$$\text{年金現価率} = \frac{1-(1+r)^{-n}}{r} \quad r: \text{年利率} \quad n: \text{年数}$$

- 年利率は、民事法定利率(3%)を用いることが考えられます。

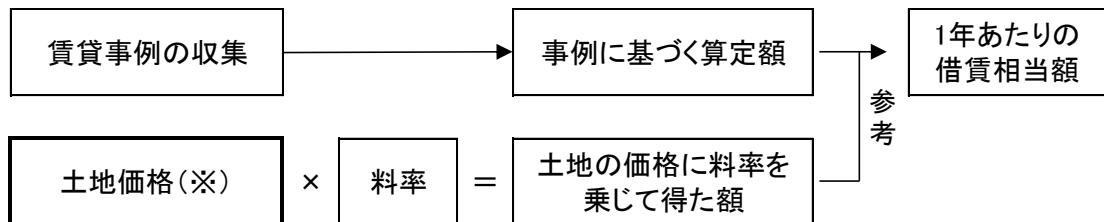
¹ 地域福利増進事業ガイドライン 第4章4.5(1) 土地使用権の取得の対価の額に相当する補償金（第3項）(P.75-76) 参照

² 事業開始前の特定所有者不明土地に廃棄物がある場合等における当該廃棄物等の処分費等が考えられる。

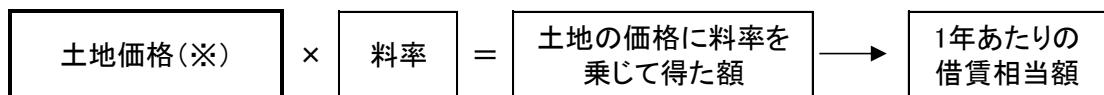
地域福利増進事業は一定期間の土地使用権を取得することになるため、補償金は借賃（地代）というかたちで算定される。なお、補償金は全期間分を期首に一括して支払うことになるため、算定する補償金は一括前払賃料に相当する。

地域福利増進事業による補償金算定の考え方を図で表現すると、下記のとおりである。

○近傍類地に賃借の事例があるとき



○近傍類地に賃借の事例がないとき



(※)最有効使用に対する利用価値の減分を考慮

$$\left[\boxed{1\text{年あたりの借賃相当額}} - \boxed{\text{維持管理費用相当額}} \right] \times \boxed{\text{複利年金現価率}} = \boxed{\text{補償金の額}}$$

6. 想定される依頼者

地域福利増進事業の実施に当たっては、事業者は不動産鑑定士等の専門家の協力を得ながら補償金額見積書を作成して都道府県に提出し、これを受理した都道府県は収用委員会に意見を聴取したうえで、当該見積書に基づき補償金の額の裁定を行う。よって、地域福利増進事業の実施に関連して不動産鑑定士が行う鑑定評価等及び関連業務の依頼者は、基本的には事業者となることが想定される。

地域福利増進事業では、民間企業、NPO、自治会、町内会等誰でも事業者となることが可能であり、土地評価・損失補償等に関する経験がなく、鑑定評価等の依頼に不慣れな事業者から鑑定業者に依頼がされる可能性もある。このような依頼者から鑑定評価等を受任する際には、不動産鑑定士が地域福利増進事業に関する知識を十分備えたうえで、依頼者に対して丁寧な説明を行うことが重要である。

なお、価格等調査の前提条件等について疑義等が生じた場合、都道府県の担当部局が事業者及び不動産鑑定士等の専門家からの相談に応じることになっている³。

7. 公表・開示・提出

依頼者、提出先及び利害関係等の確認に当たっては、通常は依頼者に鑑定評価額の公表の有無を確認する必要があるが、地域福利増進事業に係る所有者不明土地の土地価格を求める鑑定評価等に係る成果報告書は、所有者不明土地法第11条第4項の規定により公衆の縦覧に供されるため、鑑定評価額が公表されることを前提に対応する必要がある。

さらに、少なくとも事業者からの申請を受けて裁定を行う都道府県（収用委員会を含む）が成果報告書の開示先・提出先となる。

そのほか、都道府県知事の裁定に対して異議申し立てがあった場合に、土地の権利者に成果報告書が開示・提出されるケースも考えられるが、鑑定評価等を行う時点において開示・提出の状況を予定することは難しいことから、この場合は事後的に開示・提出先が拡大する場合として整理する。

³ 地域福利増進事業ガイドライン 第5章1.都道府県・市町村の窓口（P.122）参照

8. 補償金算定への不動産鑑定士の関与

地域福利増進事業ガイドラインでは、所有者不明土地の使用に係る補償金の算定に当たって不動産鑑定士が関与する場面について、下記のとおり規定している。⁴

補償金の見積額の算定の基礎となる特定所有者不明土地の価格は、不動産鑑定業者に鑑定評価等を求めて得ることを基本とします。なお、この鑑定評価等に加え、近傍類地の賃借りの事例収集、借賃相当額の算定、控除すべき維持管理費用の算定等、補償金額の具体的な算定についても、一括して不動産鑑定業者に委託することも想定されます。

鑑定評価を行う際、当該特定所有者不明土地価格が低い場合等、評価手法の違いが価格の算定結果に大きな影響を与えるないと判断される場合における当該特定所有者不明土地の価格は、取引事例比較法のみを適用して求めた価格から・・・・。

このように、地域福利増進事業の実施に当たり、不動産鑑定業者に対して下記業務が依頼されることが想定される。

- (1) 土地価格を求める不動産鑑定評価等（鑑定評価又は取引事例比較法のみを適用する価格等調査）
- (2) 賃貸事例の収集
- (3) 補償金の算定（借賃相当額、控除すべき維持管理費用相当額の算定を含む）

本実務指針では、上記(1)の土地価格を求める不動産鑑定評価等について規定し、(2)(3)の業務を行う場合の対応例を参考として示す。

$$\boxed{\text{土地価格
(正常価格)}} \times \boxed{\text{最有效使用的制約に
基づく価値減修正率}} = \boxed{\text{土地価格
(特定価格)}} \times \boxed{\text{利率
(期待利回り)}} - \boxed{\text{維持管理費用
相当額の考慮}} \times \boxed{\text{複利
年金現価率}} = \boxed{\text{補償金額}}$$

(1)不動産鑑定評価等として対応

(3)補償金算定支援業務(周辺隣接業務)として対応

⁴ 地域福利増進事業ガイドライン 第4章4.4 損失の補償金の見積額及びその内訳（P.74）、第4章4.5(1) 土地使用権の取得の対価の額に相当する補償金（第3項）（P.76）参照

9. 土地価格を求める鑑定評価等の基本的な考え方

地域福利増進事業における所有者不明土地の使用に係る補償金の見積額の算定の基礎となる土地価格を求める際には、不動産鑑定士の鑑定評価等によることが基本とされている。

したがって、不動産鑑定業者に土地価格を求める依頼があった場合には、原則として不動産鑑定評価基準に則った鑑定評価として対応することとなる。ただし、所有者不明土地の更地としての価格が低額で、取引事例比較法のみを適用することで価格を適切に把握することができる場合などでは、必ずしも不動産鑑定評価基準に則った鑑定評価までは必要とされない場合も想定される。このようなケースで事業者から特に要請があった場合、不動産鑑定評価基準に則らないことの影響を依頼者に説明し、依頼者の判断に大きな影響を与えないことを不動産鑑定士が確認したうえで、取引事例比較法のみを適用する価格等調査で対応することができる。

取引事例比較法のみを適用する場合の価格等調査ガイドライン上の整理としては、「②公表・開示・提出される場合でも利用者の判断に大きな影響を与えない場合」とする。この場合、依頼者を通じて都道府県（収用委員会）に対し、取引事例比較法のみを適用して補償金の算定のための土地価格を求めるについての可否を確認したうえで、利用者の判断に大きな影響を与えないかどうかについて不動産鑑定士が判断することとなる。

また、借賃等相当額の算定の基礎となる所有者不明土地の価格については、「正常な価格から最有效使用に対する利用価値の減分を考慮して求める」とされている。この場合の価格の種類については、所有者不明土地法による社会的要請のもとで、正常価格の前提となる市場概念と異なる前提条件を基礎とした価格となるため、特定価格とする（取引事例比較法のみを適用する価格等調査の場合は、価格の種類は表示しない）。

II 鑑定評価等に係る留意点

1. 通常の公共用地の取得に伴う補償との主な相違点

地域福利増進事業における土地の使用に係る補償金算定においては、道路用地の取得等の通常の公共用地取得のための土地評価と異なり、周辺に存する多数の土地を評価するケースはほとんどないと考えられる。したがって、土地評価事務処理要領⁵に規定する標準地比準評価法ではなく、個別評価で対応することが想定され、土地の個別的要因を考慮した価値について不動産鑑定士に意見が求められる可能性が高い。

また、地域福利増進事業の手続においては、収用委員会は都道府県知事が精査した補償額に特に問題がないかを確認するのみであるため、収用委員会が地域福利増進事業に関して不動産鑑定士に鑑定評価等の依頼をすることはないと考えられる。

2. 鑑定評価等の基本的事項

(1) 対象不動産

地域福利増進事業は基本的に建物等の物件がない土地で行われるが、簡易な建物等の物件が存する場合でも実施することが可能である。このような場合でも、物件に関する補償は別途行われるため、土地評価は建物等がないものとしての土地価格を求めることになる（独立鑑定評価）。

したがって、鑑定評価等における対象不動産は土地のみであり、宅地の場合類型は原則「更地」又は「更地として」となる。

(2) 鑑定評価等の条件

鑑定評価等の条件についての留意点は、下記のとおりである。

なお、補償額に影響を与える可能性がある鑑定評価等の条件を付す場合については、裁定を申請する都道府県と事前に調整しておくことが望ましい⁶。

① 対象確定条件

上記のとおり、対象地上に建物（簡易建物を含む）が存する場合においても、その土地のみを建物等が存しない独立のものとして鑑定評価（価格等調査）の対象とする（独立鑑定評価）。

⁵ 昭和38年3月7日用地対策連絡会決定 公共用地の取得に伴う損失補償基準細則 別記1

⁶ 地域福利増進事業ガイドライン 第4章4.4. (P.74) 参照

- ② 地域要因又は個別的要因についての想定上の条件
特定価格に係る条件を設定する。

(評価条件記載例)

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法及び地域福利増進事業ガイドラインに従って、特定所有者不明土地の使用に係る補償金算定のための土地価格を求めるものであり、本件地域福利増進事業に係る事業計画に記載された施設の種類、位置、規模、構造等を前提とした土地価格を求める鑑定評価（価格等調査）。

上記以外の地域要因又は個別的要因に係る想定上の条件を検討する場合は、想定上の条件の設定が土地所有者の利益を害するおそれがないか、実現性・合法性の観点から妥当かどうかの観点から、慎重に判断する。

- ③ 調査範囲等条件

特定所有者不明土地については、土壤汚染・埋蔵文化財・地下埋設物等に関する価格形成要因に関して、不動産鑑定士の通常の調査の範囲では価格への影響の程度を確認することが困難なケースが想定される。このような場合において、依頼者との契約上の合意があり、鑑定評価等の利用者の利益を害するおそれないと判断される場合、調査範囲等条件を付して評価を行うことができる。

なお、土壤汚染に係る状況は不明であるが、地域福利増進事業で駐車場としての利用が予定されており、舗装等を行う場合など土壤汚染の有無が当該事業での利用に大きな影響がないと判断される場合等には、利用者（主に事業者）の利益を害するおそれはないとの判断を行うこともあり得る。

(3) 価格時点

通常は裁定申請前に鑑定評価を行うので、価格時点は原則として現地調査日とする。なお、補償金は裁定申請時の額を求めることがから、価格時点は裁定申請時点になるべく近い時点とすべきであり、依頼者に裁定申請のスケジュールを確認し、鑑定評価等の価格時点と裁定申請時点に大きなタイムラグが生じないよう配慮する。

(4) 価格の種類

鑑定評価の場合の価格の種類は特定価格である（ただし、特定価格が正常価格から乖離しない場合は正常価格）。

なお、取引事例比較法のみを適用した価格等調査を行う場合は、鑑定評価基準で規定する価格の種類は表示しないが、上記特定価格と同一の市場概念に基づいて土地価格を求める。

特定価格とする理由については、地域福利増進事業ガイドラインでは、下記のとおり規定している⁷。

- 借賃等相当額の算定の基礎となる特定所有者不明土地の価格については、特定所有者不明土地は、所有者が登記手続を適時に行っておらず、相当な努力を払ったと認められる方法により探索を行っても所有者を確知できないことに起因し、その使用の方法は地域福利増進事業に限られることから、正常な価格から、最有効使用に対する利用価値の減分を考慮して求めることを基本とします。

地域福利増進事業では、土地所有者が不明で、適切な利用・管理が行われていない土地を公益的な事業のために利用するものであることから、補償金算定のための土地価格の鑑定評価等に当たっては、土地の最有効使用を前提とはせず、「地域福利増進事業によって予定されている土地利用を前提とした」土地価格を求めることがなる。

このような考え方を前提とした土地価格は、「対象不動産の最有効使用を前提とした価値判断を行う」という正常価格の成立条件を満たしておらず、地域福利増進事業の補償金額算定を目的とした鑑定評価等は、所有者不明土地法及び地域福利増進事業ガイドラインという法令等による社会的要請に基づく依頼目的によるものと認められるため、求める価格の種類は特定価格となる。

3. 対象不動産の確認

(1) 対象不動産の物的確認

地域福利増進事業ガイドラインでは、補償金額見積書には実地測量に基づく土地面積を記載することが基本とされているため、土地価格を求める評価においても原則として当該実地測量に基づく数量を採用する。

(2) 権利の態様の確認

地域福利増進事業は所有者不明土地で実施されるため、不動産鑑定士による通常の調査では対象不動産の真の所有者名を確認することはできない。よって、所有者の確認欄には登記上の所有者を記載したうえで、真の所有者は不明である旨の注記等を行う。

(3) 事業内容の確認

地域福利増進事業の補償金算定のための鑑定評価等を行うに当たっては、事業による土地利用が限定されることによる最有効使用に対する利用価値の減分を考慮する必要がある。よって、鑑定評価等に当たっては依頼者に対して裁定申請書案・事業計画書案・建物図面等の提供を求め、少なくとも地域福利増進事業に関し下記の内容を確認す

⁷ 地域福利増進事業ガイドライン 第4章4.5(1) 土地使用権の取得の対価の額に相当する補償金（第3項）（P.76）参照

る必要がある。

- ① 事業の種別（所有者不明土地法第2条3項各号に掲げる事業の別）
- ② 土地所有権の目的となる特定所有者不明土地（対象となる土地の地番）
- ③ 事業により整備する施設の位置
- ④ 事業により整備する施設の構造
- ⑤ 事業により整備する施設の用途
- ⑥ 事業により整備する施設の規模

(4) 現地調査に当たっての留意事項

所有者不明土地は十分な管理がなされていないことが多く、境界杭及び土地の傾斜等の現地における物的確認が難しい場合も想定されるため、依頼者（事業者）立会いの下で土地の実地調査を行うことが望ましい。

その際には、可能な限り依頼者から探索に用いた資料等の提供を受けるとともに、不動産鑑定士が通常の調査で入手可能な資料と現地の状況との照合を行う。

4. 評価

前記のとおり、地域福利増進事業に基づく利用方法により最有效使用が制約されている場合、最有效使用が制約されている程度に応じた価値の減少分を土地の正常価格から控除して鑑定評価額等を求める。

(1) 正常価格（更地価格）

鑑定評価基準に則った鑑定評価を行う場合は、通常の鑑定評価と同様に最有效使用に基づく土地の正常価格を査定する。

取引事例比較法のみを適用する価格等調査を行う場合には、取引事例比較法のみを適用した土地価格を査定する。

なお、鑑定評価基準に則った鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額の記載欄には、かっこ書きで正常価格である旨を付記して当該額を記載する。

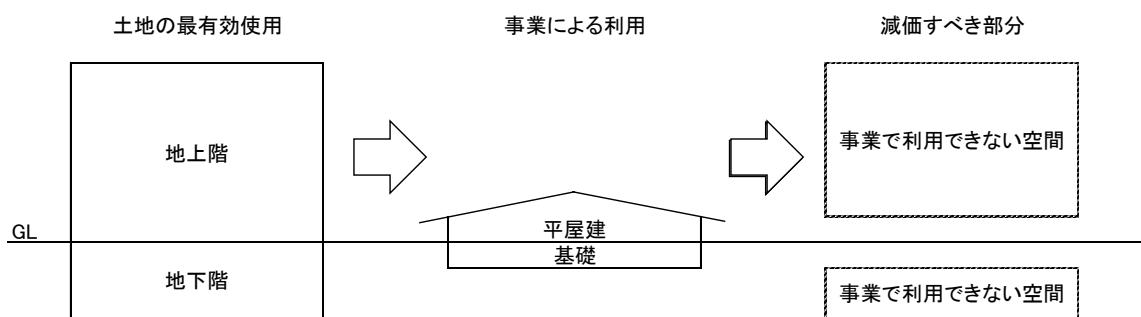
(2) 特定価格

地域福利増進事業では公共的要素を有する特定の土地利用しか認められていないため、土地の最有效使用が実現できないケースが多くなると想定される。これは、土地所有者が相続手続を含む土地の管理を適切に行っていないことに起因しており、土地の使用者である事業者に帰責性は認められない。よって、地域福利増進事業ガイドラインでは、「正常な価格から最有效使用に対する利用価値の減分を考慮して求めることを基本とする」とされている。

よって、賃料を求める手法である積算法の適用において、借地契約において契約減価

が生じている場合⁸（賃貸人側の事情により最有効使用に基づく使用方法が制約されている場合）の考え方にはじて、最有効使用が制限されている程度に応じた経済価値の減少分を査定し、土地の正常価格から控除して特定価格を求めることがある。経済価値の減少分については、地価配分比率や土地利用制限率等の考え方等を参考に、対象不動産の実情に応じ適切な方法によって査定する。

なお、経済価値の減少分の査定に当たっては、主に土地の最有効使用に基づく建物規模と地域福利増進事業に基づく建物規模の差に着目して求めるものとする。



事業で建物利用が想定されていない場合（駐車場・公園等の整備に係る事業の場合）は、建物利用をしないことを前提とした土地の利用価値（駐車場・資材置き場等としての利用を前提とした価値）に着目して減価を求める⁹。

正常価格の査定を経ずに特定価格を求めることができる場合（例えば、駐車場として利用する等建物の敷地としての利用を前提とせず、駐車場等の収益から当該利用を前提とした価格を求める能够性がある場合等）は、直接に特定価格を求めることが可能とする。なお、この場合においても、かっこ書きで正常価格を付記する必要があることに留意する必要がある。

⁸ 不動産鑑定評価基準運用上の留意事項 IX 1. (1)

⁹ 具体的には、最有効使用に基づく収益価格と、駐車場・資材置き場等建物利用を前提としない利用方法に基づく収益価格との格差に着目して減価を求める方法等が考えられる。

参考 1 賃貸事例収集業務について

1. 依頼があった際の留意点

近傍類地において賃借の事例を相当数収集することができる場合など、事業者が不動産鑑定業者に賃貸事例の収集について相談があった場合には、賃貸事例の収集が可能かどうか、当該事例に基づいて補償金を算定することが可能かどうかについて検討を行い、賃貸事例収集業務の対応の可否を検討する。

2. 鑑定法・価格等調査ガイドラインとの関係

賃貸事例を収集する業務については、鑑定法第3条第2項の隣接周辺業務として対応する。なお、本業務は価格・賃料を表示するものではないため、価格等調査ガイドラインの適用はない。

なお、本実務指針では調査方法は示さないが、賃貸事例に基づいて補償金を算定することまでを求められた場合は、賃貸事例比較法を適用して対象不動産の借賃相当額を算定するなどの対応が考えられる。なお、この場合は価格等調査業務に該当するため、価格等調査ガイドラインに従う必要がある。

参考 2 補償金算定支援業務について

1. 鑑定法・価格等調査ガイドラインとの関係

地域福利増進事業ガイドラインでは、補償金の算定に関連する業務について、不動産鑑定業者に委託することも考えられるとしている。当該記載の趣旨としては、本来補償金の算定は事業者が地域福利増進事業ガイドラインに従って自ら行うべきであるが、地域福利増進事業の特性上土地評価や損失補償に不慣れな者が事業者となることも想定されるため、これらの事業者を不動産鑑定士が専門家として支援する必要性を記載したものである。

したがって、補償金の算定については、原則として地域福利増進事業ガイドラインに記載された諸元（期待利回り・複利年金現価率等）に基づいて算定することになる。ただし、地域福利増進事業ガイドライン記載の諸元により難い合理的な事由がある場合に限り、依頼者の承諾を得て、利率（期待利回り）・複利年金現価率等について不動産鑑定士が判断を行ったうえで補償金を算定する業務を行うこともできる。

なお、地域福利増進事業ガイドライン記載の諸元を所与として補償金額を求める場合は不動産の経済的価値の判定を伴わないので鑑定法第3条第2項業務に該当する。

この場合については、価格等調査ガイドラインに従う必要ないと整理する¹⁰が、地域福利増進事業ガイドライン記載の諸元を採用せず、不動産鑑定士が判断した諸元を採用する場合は鑑定法第3条第1項業務となり、価格等調査ガイドラインに従う必要があることに留意する。

2. 年間借賃等相当額の算定

本実務指針に従って求めた土地価格に、地域福利増進事業ガイドラインで規定する下記の率（期待利回り）を乗じて求める。なお、この率は必要諸経費込みの率（いわゆる粗利回り）であるため、年間借賃等相当額の算定に当たり、必要諸経費としての公租公課は加算しない。

- 宅地、宅地見込地及び農地 4%
- 林地及びその他の土地 3%

3. 借賃等相当額から控除すべき維持管理費用相当額の算定

年間借賃相当額から控除すべき維持管理費用には、土地上に放置されていた廃棄物を処分する費用のように事業開始時に一括で必要になるものと、清掃費・除草費のように毎年定常に必要となるものに区分される。

廃棄物処分費のように事業開始時点において一括で必要となる諸費用については、事業者から事業に当たって実際に支出する予定額に関する資料等を受領し、これに使用権存続期間と年利率（3%）を前提とした年賦償還率を乗じ、年間あたりの費用を求ることを原則とする。

ただし、地域福利増進事業の実施に当たって必要となる費用（所有者探索の費用、専門家に業務を委託する費用、裁定申請の手数料、原状回復の費用等）については、所有者が本来負担すべき費用ではなく、事業のために必要な費用であることから、補償金額算定に当たって控除すべき費用とはしないことに留意する。

清掃費・除草費のように毎年定常に必要となる費用については、対象不動産を空地のまま管理する際に必要となると想定される年額の費用を求める。具体的には、清掃業者等に意見を聴取する等によって、必要となる清掃費・除草費を算定することになるが、対象不動産が交通不便な立地にある場合は、交通費・移動時間の日当も考慮した額が必要となることに留意が必要である。

なお、毎年定常に必要となる費用は「周辺に悪影響を及ぼさない程度」の管理レベルを前提とした費用とし、地域の実情に応じて算定する。当該維持管理費用の算定に当たっての疑問点等があれば、都道府県の担当部局と相談して進めることが望ましい。

¹⁰ 補償金算定の途中経過において、土地価格に率（期待利回り）を乗じて1年当たりの借賃相当額を算定することになり、当該額を表示することについて価格等調査ガイドラインとの関係が問題になる。当該業務は、所有者不明土地法及び地域福利増進事業ガイドラインで定められた内容に従って行うため、価格等調査ガイドラインI.3.の「別に法令が定めるもの」に該当するとの判断で差支えないとの見解を国交省から得ていることから、価格等調査ガイドラインの適用はないものとして対応整理する。

4. 複利年金現価率

使用権の存続期間と民事法定利率（3%）を前提に、複利年金現価率を算定する。

5. 参考算定様式等

別紙1 土地使用権の取得の対価の額に相当する補償金 算定内訳書 参照。

附 則（令和元年9月19日制定）

本実務指針は、令和元年10月末日以降に契約を締結する業務から適用する。なお、それ以前に契約を締結する業務に適用することを妨げない。

土地使用権の取得の対価の額に相当する補償金 算定内訳書（例）

①年額地代

近傍類地には土地の賃借の事例が見当たらなかったため、下記により算定した。

土地の価格（注1）	期待利回り（注2）	年額地代
10,000,000円	3%	300,000円

(注1) 添付書類の 不動産鑑定評価 による

(注2) 対象地の地目は 林地 である

②借賃等相当額から控除すべき維持管理費用相当額（1年当たり）

a. 事業開始時点において一括で必要となる費用

支出した費用	年賦償還率（注3）	年額費用
300,000円	0.1172	35,169円

(注3) 土地使用権存続期間 10年、民事法定利率（3%）による年賦償還率

b. 土地使用権存続期間中に必要となる年額維持管理費用相当額

維持管理費用相当額（注4）
100,000円

(注4) 毎年定常に必要となる費用（清掃費・除草費等）

c. 借賃等相当額から控除すべき維持管理費用相当額

35,169円	+	100,000円	=	135,169円
---------	---	----------	---	----------

③1年当たりの借賃等相当額

年額地代	控除すべき維持管理費用相当額	1年当たりの借賃等相当額		
300,000円	-	135,169円	=	164,831円

④土地使用権の対価の額に相当する補償金

1年当たりの借賃等相当額	複利年金現価率（注5）	土地使用権の対価の額に相当する補償金	
164,831円	8.5302	=	1,406,041円

(注3) 土地使用権存続期間 10年、民事法定利率（3%）による複利年金現価率

鑑定評価基準委員会
人口減少社会対応小委員会 地域福利増進事業対応検討 WG

役 職	氏 名	勤務先名
座長	稻野邊 俊	(株) 三和不動産鑑定事務所
専門委員	島原 慎司	(株) 中央不動産鑑定所
	弘中 進也	大和不動産鑑定(株)
鑑定評価基準委員長	山下 誠之	一般財団法人日本不動産研究所
主任研究員	干場 浩平	公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会
調査役兼研究員	入田 直子	公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会

所有者不明土地の利活用のための地域福利増進事業 に係る鑑定評価等に関する実務指針

2019年9月19日 制定

編集・発行 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-11-15
SVAX TTビル9階
電話 03-3434-2301(代)

本書の無断転載を固く禁じます。

特定所有者不明土地に係る 不動産鑑定評価

**愛知県不動産鑑定士協会副会長
笠野寿治**

1

目次

I．公共事業と不動産鑑定評価の関わり

**II．土地の取得に係る補償の基本原則
～損失補償基準と不動産鑑定評価の関連**

**III．地域福利増進事業と不動産鑑定評価
～地域福利増進事業ガイドラインを中心に**

2

I. 公共事業と不動産鑑評価の関わり

公共用地の取得に際し、その対象となる土地の評価は、原則として標準地比準評価法により行われる。

(土地評価事務処理要領第4条)

「標準地比準評価法」とは

- (1)用途的地域を地域的特性に着目して同一状況地域に区分する。
- (2)同一状況地域ごとに一の標準地を選定する。
- (3)標準地を評価する。
- (4)標準地の評価格から比準して各画地の評価を求める。

(同第5条)

3

※用途的地域

土地の用途的観点から区分される地域

宅地地域：住宅地域、商業地域、工業地域

農地地域：田地地域、畠地地域

林地地域

宅地見込地地域

※同一状況地域

地域的に一体と認められる範囲

地勢及び地盤、道路・鉄道・河川・水路などの地物、街区及び
集落、土地利用の状況、市町村・大字・字等、都市計画法上の
地域地区、駅勢圏及び通学区域に配意して区分する。

4

※標準地

同一状況地域において個別の要因が概ね標準的と認められる一の画地

接面街路の状態、地域における位置、間口・奥行・形状
地積などに留意して選定する。

標準地の評価にあたっては、原則として別に不動産鑑定業者に当該標準地の鑑定評価を求めるものとする。

(土地評価事務処理要領第15条)

不動産鑑定士が公共事業に関係して、「不動産鑑定評価書」を発行するのは通常このケース。

5

II. 土地の取得に係る補償の基本原則

取得する土地に対しては、正常な取引価格をもって補償するものとする。

(公共用地の取得に伴う損失補償基準第8条)

正常な取引価格＝不動産鑑定評価基準でいう正常価格

※正常価格

市場性を有する不動産について、現実の社会経済情勢の下で合理的と考えられる条件を満たす市場で形成されるであろう市場価値を表示する適正な価格

6

※現実の社会経済情勢の下で合理的と考えられる条件を満たす市場とは

(1) **市場参加者が自由意思に基づいて市場に参加し、参入、退出が自由であること**

ここでいう市場参加者は、自己の利益を最大化するため次のような要件を満たすとともに、慎重かつ賢明に予測し、行動するものとする。

- ①売り急ぎ、買い進み等をもたらす特別な動機のこと
- ②対象不動産及び対象不動産が属する市場について取引を成立させるために必要となる通常の知識や情報を得ていること
- ③取引を成立させるために通常必要となる労力、費用を費やしていること

7

④対象不動産の最有效使用を前提とした価値判断を行うこと

⑤買主が通常の資金調達能力を有していること

⇒ 買主が対象不動産の取得にあたって、市場における標準的な借入条件（借入比率、金利、借入期間等）の下での借り入れと自己資金とによって資金調達を行うことができる能力

(2) **取引形態**が、市場参加者が制約されたり、売り急ぎ、買い進み等を誘引したりするような特別なものではないこと

(3) 対象不動産が相当の期間市場に**公開**されていること

公開されていることとは、価格時点において既に市場で公開されていた状況を想定することをいう。

← 正常価格は、価格時点において形成されるであろう価格であり、公開期間は価格時点の前にすでに経過していることが前提となる。

8

《最有效使用の原則》

不動産は、用途の多様性という特性を有しているので、異なった使用方法を前提とする需要が競合する。この場合の需要者の付け値は、需要者の意図する使用方法によって異なるため、需要者の間に競争が働くことになり、結局は、その不動産に対し最も高い価格を提示することができる需要者がその不動産を取得する。

不動産に対して最も高い価格を提示することが可能となるのは、その不動産を利用することによる利潤が最大となるような使用方法、すなわち不動産の最有效使用を前提として場合だけである。従って、**不動産の価格は最有效使用を前提として形成される。**

9

《最有效使用の定義》

不動産の効用(収益性又は快適性)が最高度に發揮される可能性に最も富む使用方法。現実の社会経済情勢の下で客観的にみて、良識と**通常の使用能力**を持つ人による**合理的かつ合法的**な最高最善の使用方法に基づくもの。

⇒ 特別の能力を持つ人による使用、実現の可能性がない使用、非合法な使用等は、最有效使用とはいえない。

現実の使用方法は、必ずしも最有效使用に基づいているものではなく、不合理な又は個人的な事情による使用方法のために、当該不動産が十分な効用を発揮していない場合がある。

10

正常価格を求める手法

①原価法

価格時点における対象不動産の再調達原価を求め、この再調達原価について減価修正を行って、対象不動産の試算価格を求める。

⇒ 土地については、再調達原価を求め得る最近の造成地、埋立地等の場合に適用可能

②取引事例比較法

多数の取引事例を収集して適切な事例の選択を行い、これらに係る取引価格に必要に応じて**事情補正**及び**時点修正**を行い、かつ、**地域要因の比較**及び**個別的要因の比較**を行って求められた価格を比較考量して、対象不動産の試算価格を求める。

11

《土地評価事務処理要領第9条》

第1項

正常な取引価格は、近傍類地の取引価格を基準とし、…**土地価格形成上の諸要素を総合的に比較考量して算定する。**

第2項

前項の場合において基準とすべき近傍類地の取引価格については、取引が行われた**事情、時期等に応じて適切な補正**を加える。

③収益還元法

対象不動産が将来生み出すであろうと期待される純収益の現在価値の総和を求めることにより、対象不動産の試算価格を求める。

土地評価事務処理要領では、収益還元法、原価法は、正常な取引価格を定める場合における参考としている。(第9条第3項)

12

III. 地域福利増進事業と不動産鑑定評価

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第10条

地域福利増進事業を実施する者(事業者)は、当該事業を実施する区域(事業区域)内にある特定所有者不明土地を使用しようとするときは、当該特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に対し、土地使用権等の取得について裁定を申請することができる。

※特定所有者不明土地

所有者不明土地のうち、現に建築物(※簡易建築物を除く)が存せず、かつ、業務の用その他の特別の用途に供されていない土地

※物置、作業小屋その他これらに類するものであって、階数が1で床面積が
20平方メートル未満の建築物

13

同法第16条

第1項 裁定申請をした事業者は、土地使用権等を取得することにより特定所有者不明土地所有者等が受ける損失を補償しなければならない。

第3項 土地使用権等の取得の対価の額に相当する補償金の額は、近傍類似の土地又は近傍同種の物件の借賃その他の当該補償金の額の算定の基礎となる事項を考慮して定める相当の額とする。

土地使用権の取得の対価の額に相当する補償金の額については、地域福利増進事業ガイドラインにおいて、次のように定められている。

14

○土地所有権の取得の対価の額に相当する補償金の額は、次式により算定することを基本とする。

$$\text{補償金の額} = \text{1年間あたりの借賃等相当額(①)} \times \text{年金現価率(②)}$$

①1年あたりの借賃等相当額

- 近傍類地に賃借の事例があるときは、次に掲げる率を土地の価格に乗じて得た額を参考としつつ、当該事例に基づいて定め、近傍類地に賃借の事例がないときは、当該額とすることを基本とする。
 - ・ 宅地、宅地見込地及び農地 4パーセント
 - ・ 林地及びその他の土地 3パーセント

15

①1年あたりの借賃等相当額

- 土地の価格については、特定所有者不明土地は、所有者が登記手続を適時に行っておらず、相当な努力を払ったと認められる方法により探索を行っても所有者を確知できないことに起因し、その使用の方法は地域福利増進事業に限られることから、**正常な価格から、最有效使用に対する利用価値の減分を考慮して求めることを基本とする**

⇒ 「対象不動産の最有效使用を前提とした価値判断を行う」という正常価格の成立条件を満たしていない。

⇒ 求める価格の種類は正常価格でなく、「**特定価格**」

16

※特定価格

市場性を有する不動産について、法令等による社会的要請を背景とする鑑定評価目的の下で、正常価格の前提となる諸条件を満たさないことにより正常価格と同一の市場概念の下において形成されるであろう市場価値と乖離することとなる場合における不動産の経済価値を適正に表示する価格

所有者不明土地法及び地域福利増進事業ガイドラインという法令等による社会的要請に基づく依頼目的によるものと認められるため、求める価格の種類は特定価格となる。

ただし、特定価格が正常価格から乖離しない場合は、正常価格となる。

17

①1年あたりの借賃等相当額

- 地域福利増進事業の実施によって、土地所有者は本来行うべき土地の維持管理費用(廃棄物処分費、清掃費、除草費等)を免れることになるため、1年間あたりの借賃等相当額からこれらの維持管理費用相当額を控除する等の考慮をし、補償金額を定める。

②年金現価率

元本を一定利率で複利運用しながら毎年一定額を取り崩す場合に必要となる元本を求めるために当該一定額に乗じる率

※地域福利増進事業は、一定期間の土地使用権を取得することになるため、補償金は借賃というかたちで算定されるが、当該補償金は全期間分を期首に一括して支払うことになるため、年金現価率を乗じる。

18

以上を踏まえると、土地使用権の取得の対価の額は、次式により得られる。

土地使用権の取得の対価の額

$$= \{(\text{土地の正常な価格} - \text{最有效使用に対する利用価値の減分}) \\ \times \text{料率} - 1\text{年間あたりの維持管理費用相当額}\} \times \text{年金現価率}$$

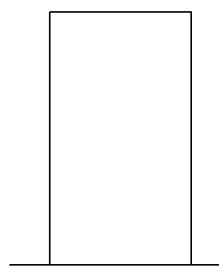
※料率：宅地等は3パーセント、林地等は4パーセント

年金現価率に用いる年利率は、民事法定利率(3%)を用いることが考えられる。

19

最有效使用に対する利用価値の減分

土地の最有效使用



事業による利用



減価分



利用できない空間

事業で建物利用が想定されない場合(駐輪場、公園・緑地・広場など)は建物利用を前提としないことを前提とした土地の利用価値に着目して減価を求める。この場合、減価ではなく、直接、特定価格として求めることも可能。

20

(例) 最有効使用:3階建
地域福利増進事業に基づく使用:1階建

≪土地利用制限率の考え方≫

土地の立体利用率

建物等利用率:0. 6

地下利用率:0. 3

その他利用率:0. 1

建物等利用率の3分の2(0. 66)が有効利用されていない。

最有効使用に対する利用価値の減分

$$= 0.6 \times 0.66 = 0.396$$

21

(例) 最有効使用:3階建
地域福利増進事業に基づく使用:1階建

≪地価配分率の考え方≫

1階から3階までの階層別効用比に差異がないとすれば

3分の2(0. 66)の効用が活かされていない。

土地と建物の価格比が3:7と算定されるものとして

最有効使用に対する利用価値の減分

$$= 0.66 \times 0.3 = 0.198$$

22

1年間あたりの維持管理費用相当額

廃棄物処分費等事業開始時に一括で必要となるものと、清掃費・除草費のように毎年経常的に必要となるものに区分される。

事業開始時点に一括で必要となる費用については、支出する予定額に利用権存続期間と年利率(3%)を前提として年賦償還率を乗じ年間あたりの費用に按分する。

毎年経常的に必要となる費用は「周辺に悪影響を及ぼさない程度」の管理レベルを前提とした費用とする。

23

以上

地域福利増進事業に係る補償金の算定においては、事業により最有效使用との格差が異なり、場合によっては正常価格となることもあるなど、個別性が強いことから、標準地比準評価法になじまず、個別に不動産鑑定評価を得ることになる可能性が高い。

特定所有者不明土地の価格が低い場合等、評価方法の違いが価格の算定結果に大きな影響を与えるないと判断される場合、取引事例比較法のみを適用して求めた価格から最有效使用に対する利用価値の減分を考慮して求めることも可能。

24